

## 令和2年度定期指導調査結果及び指導内容について

近畿厚生局  
健康福祉課

### 1 指導調査数

令和2年度において、管内の介護福祉士学校、介護福祉士実務者学校及び福祉系高等学校等のうち、2施設2課程の指導調査を実施した。

### 2 指導調査重点項目

- (1) 施設及び設備に関する事項
- (2) 教員に関する事項
- (3) 教育に関する事項
- (4) 学生又は生徒に関する事項
- (5) 内容変更に関する事項
- (6) その他に関する事項

### 3 調査事項、確認内容及び指導内容

- (1) 施設及び設備に関する事項 指導内容なし

- (2) 教員に関する事項

確認内容	全ての専任教員が他の養成課程の専任教員を兼任していた。
指導内容	原則として、教員は、一の介護福祉士学校（一の介護福祉士学校に二以上の課程はある場合は、一の課程）に限り、専任教員となること。
根拠規定	介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針Ⅰ－7－（3）

- (3) 教育に関する事項

確認内容	介護実習Ⅰで適切な介護実習施設等の選定にあたり、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄りがあった。
指導内容	高齢者、障害者、児童を対象とした施設・事業等で多様な経験、学習ができるよう配慮すること。
根拠規定	介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針Ⅰ－9－（4）

確認内容	介護実習を実際に担当した教員以外の教員が指導を行っていたとする巡回記録簿等の書類の存在があった。
指導内容	当該書類の訂正を行うとともに、介護実習担当教員が当該書類を作成すること。
根拠規定	介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針Ⅰ－9－（8）

(4) 学生又は生徒に関する事項

確認内容	調査年度において学則に定める定員を超過していた。
指導内容	今後は定員を厳守すること。
根拠規定	介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針Ⅰ－6－(1)

(5) 内容変更に関する事項

確認内容	主務省令に定める事項に関して、主務大臣に変更の届出を行っていなかった。
指導内容	主務省令で定める事項に変更があった場合には適正な手続きを行うこと。
根拠規定	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項

(6) その他に関する事項 指導内容なし